

ツーリズムEXPOジャパン2022

ウェブ情報提供コーナー専用申込書

申込締切: 2022年5月31日 (火) 必着

当社・団体(出展者)は、展示会の目的を理解し、出展規約(裏面)の内容に同意、記名押印し、ウェブ情報提供コーナーに申し込みます。

※ウェブ情報提供コーナー実施期間: 2022年6月1日(水)~2022年12月31日(土)

規約内容同意確認 はい

E-mail: event@t-expo.jp

FAXでお申込みいただいた場合は、必ず推進室に電話等で、着信確認を行ってください

FAX: 03-5510-2012

今回取得しました個人情報は、ツーリズムEXPOジャパンへの出展・その他イベントへの参加及び準備のためのご連絡・ご案内・調査実施及び各種サービスの提供並びにその他ツーリズムに関する商談会又はセミナー等のご案内及び情報提供を行う目的以外では利用いたしません。

申込日 20 年 月 日

出展者名: (日本語)	(英語)
-------------	------

↑記入される会社・団体名が公式ウェブサイト、出展者リストに掲載されます。(英文も反映されますので必ず表記してください。)

申込会社・団体名 (日本語)	社印または、代表者の署名※必須		
(英語)			
代表者名: (ふりがな) (日本語) 姓	名	役職名: (日本語)	
(英語) Last name	First name	(英語)	
住所: (郵便番号)	(都道府県)	(区市町村)	(番地番号) (ビル名)
TEL: ()	FAX: ()	E-mail: ()	
ホームページ: http://			

業種カテゴリー

必須 ※該当欄に ください。

- 観光局・大使館 自治体・省庁
 航空 鉄道 バス 船舶
 レンタカー その他運輸機関 空港
 観光関連団体(観光協会・連盟)
 観光関連産業 大学・専門学校
 ホテル・ホテルレップ・旅館・宿泊施設
 旅行会社・ツアーオペレーター
 オンライントラベルICT
 コンピューター・IT関係
 テーマパーク・レジャー施設
 メディア レストラン 物販
 地域産品販売 金融・保険
 その他
()

↓担当者情報(連絡窓口)、1名様のみ。ご請求書の発送先として登録いたします。

ご担当者のお名刺を添付ください	
※ご担当者のお名前、会社名、部署名、役職名、TEL、FAX、E-mailの記載があるお名刺に限ります。 ※お名刺に必要情報の記載のない方、お名刺のない方は下記にご担当者の情報をご記入ください。	
担当者名: (ふりがな) (日本語) 姓	名
(英語) Last name	First name
会社名: <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> それ以外	
部署:	
役職:	
TEL: ()	
FAX: ()	
E-mail: ()	

内容 必須 ※該当欄に をお願いいたします。

●出展タイプ

ウェブ情報提供コーナー 55,000円(消費税込)

※ウェブ情報提供コーナー実施権利: 出展者情報掲載(動画・画像・テキスト)ならびにPDFデータ等による資料提供
※アポイントメント商談会への参加権利はございません

エリア

- ・ツーリズムEXPOジャパン 公式ウェブサイト ウェブ情報提供コーナー

主催者へのリクエスト

展示会 主催者 記入欄	20 年 月 日上記の申込みを受理いたしました。 ツーリズムEXPOジャパン推進室 代表者:	印	受付No.
-------------------	--	---	-------

注意事項: (1) 展示会主催者は、本出展申込書の受領後、所定の確認・審査を行います。申込を承諾する場合、展示会主催者は署名・押印した本出展申込書のコピーを申込受理通知として返送いたします。返送されたコピーは本契約の控えとなりますので必ず保管してください。

(2) 展示会主催者は、申込受理通知書の送付後、請求書を送付いたします。請求書の受領後、請求書に記載された支払い期日までにお支払いください。支払いに関する条件(支払期限、取消料等の扱い)は、本出展申込書裏面の出展規約の内容に準じます。

2022年3月18日更新

ツーリズムEXPOジャパン ウェブ情報提供コーナー規約

「ツーリズムEXPOジャパン」は世界のツーリズムをリードする世界最大級の総合観光イベントとして、旅行業界はもとより様々な産業関係者が「観光」を軸に集結し、海外・国内・訪日の観光振興、地域活性化を目指すとともに、参画する事業者各々が発展成長していくために、知見共有や議論する機会、ビジネスの場として展示会や商談会、消費者向けプロモーション、テストマーケティング等の機会を提供するものであり、宗教、思想、人種やいかなる政治的主張などを排して、平和産業としてのツーリズムの発展を目的とする。

当契約は公益社団法人日本観光振興協会・一般社団法人日本旅行業協会（以下「展示会主催者」という）と「ツーリズムEXPOジャパン ウェブ情報提供コーナー」（以下「情報コーナー」という）に掲載を希望する者（以下「参加希望者」という）との間に締結される契約に適用されるものとします。

第1条 申込及び契約の成立

- ウェブ情報提供コーナーへの申込は、参加希望者が展示会の目的を理解し、本規約の内容を承諾した上で、所定の専用申込書に必要な事項を記入し、代表者の印押印又は、代表者の署名の上、展示会主催者が設置する「ツーリズムEXPOジャパン推進室」（以下「推進室」という）宛に送付（電子メール添付、FAXまたは、郵送）するものとします。
- 展示会主催者が、専用申込書を受領し、申込内容を確認・審査を経て、申込受理通知を発送（電子メール送付）した時点をもって契約（以下「本契約」）が成立したものとします。なお、参加者（本契約が成立した参加希望者をい、以下も同様とする）は、展示会主催者の署名・押印された受書コピーを保管し、必要に応じ展示会主催者に提出できるようにするものとします。
- 参加希望者は、展示会主催者が申込の受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、展示会主催者の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとします。
- 専用申込書提出の最終締切日は2022年5月31日（火）（必着）とします。

申込書送付・お問合せ先:

一般社団法人日本旅行業協会 ツーリズムEXPOジャパン推進室
東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4階 〒100-0013
TEL: 03-5510-2004 FAX: 03-5510-2012
E-mail event@t-expo.jp

第2条 申込資格

- 「情報コーナー」へは、当展示会事業の目的を理解し、その目的に沿う形で参加者情報の提供が可能下記に該当する団体、企業が申込できるものとします。
 - 旅行会社
 - 観光局、大使館
 - 官公庁、地方自治体
 - 航空・鉄道・バス・クルーズ・レンタカーなどの運輸機関
 - ホテル・旅館などの宿泊機関
 - ツアーオペレーター、旅行業支援IT企業及び旅行関連メディア
 - 旅行に関係する飲食業
 - その他展示会主催者が相当と認める団体・企業

第3条 申込の拒絶

- 前条に規定する団体・企業であっても、展示会主催者が参加者の業務内容について、以下の各号に掲げるいずれかの事由に該当するものは、本契約の成立の前後に関わらず、理由の開示なく情報掲載を拒否できるものとします。
 - ツーリズムEXPOジャパンへの関係性が乏しいと展示会主催者が判断した場合
 - 外務省海外安全情報においてレベル3（渡航中止勧告）以上が発出されている国・地域等に関する情報掲載を行う場合
 - 当該参加者の情報掲載により来場者ならびにウェブサイト利用者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれがあると展示会主催者が判断した場合
 - 反社会勢力に該当すると展示会主催者が判断した場合
 - その他合理的な理由により展示会主催者が情報掲載にふさわしくないと判断した場合

第4条 転貸等の禁止

- 参加者は、本契約に基づき展示会主催者から利用を許可された情報コーナーの全部または、一部の権利を他者へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。
- 参加者は、本契約および本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできません。

第5条 参加料の請求と支払い

- 参加料の請求書は2022年2月1日（火）以降に発送するものとします。
- 参加者は、請求書を受領後、指定された支払期限（請求日より1カ月）までに、請求書記載の参加料を一括で、指定金融機関口座に現金を振り込むものとします。なお、開催まで1カ月に満たない場合の支払期限は会期前日から起算して1週間前までとします。
- 参加者が前項に規定する参加料の支払いを滞遅した場合は、年14.6%（365日の日割計算）の遅延損害金を展示会主催者に支払うものとします。

振込先:

口座名義：一般社団法人日本旅行業協会
（イッパシヤダシホウジンニホンリョウコウギョウキョウカ）
振込先銀行：みずほ銀行 丸の内支店 普通預金 2498554
銀行所在地：東京都千代田区大手町1-5-5 〒100-8176

お問合せ先:

一般社団法人日本旅行業協会 ツーリズムEXPOジャパン推進室
東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4階 〒100-0013
TEL: 03-5510-2004 FAX: 03-5510-2012
E-mail event@t-expo.jp

- 支払いは展示会主催者が認めた場合を除き、全て日本円とします。
- 展示会主催者が日本円以外の通貨による支払いを認めた場合、参加者は、参加料の他に外貨建請求書作成事務手数料として10,000円を展示会主催者に支払うものとします。なお、外貨はUSDドルまたはユーロとし、請求時のレートを採用します。
- 展示会主催者が認めていないにも関わらず、参加者が日本円以外の通貨で支払いを行い、指定口座着金時により差損が発生した場合、差額金として50,000円を展示会主催者に支払うものとします。
- 海外送金時は外国送金依頼書の受取人連絡事項欄に必ず請求書番号を入れてください。
- 振込に関わる手数料は全て参加者の負担となります。
- 請求する参加料の全てまたは、その一部が支払期日を過ぎてまもなくお未払いの場合は、入金確認が取れるまでの間、情報コーナーへの掲載を中断・中止します。

第6条 解約および取消料

- 参加者が本契約の解約を希望する場合は、①参加者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面による解約通知を送付するものとし、当該解約通知が展示会主催者に到達した日（以下「解約日」という）をもって本契約を解約することができます。ただし、参加者は解約日より以下の各号に定める割合で取消料を支払うものとします。
 - 解約日が申込締切日までの場合、取消料なし
 - 解約日が申込締切日の翌日から出展者説明会の前日までの場合、参加料の30%
 - 解約日が出展者説明会日から開催初日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日までの場合、参加料の50%
 - 解約日が開催初日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降の場合、参加料の100%

第7条 契約の解除

- 本契約成立後であっても、展示会主催者は第3条に規定する申込の拒絶事項がある場合、または参加者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
 - 支払期限を超過しても参加料の全部又は一部を支払わない場合
 - 本規約の各条項に違反した場合
 - 情報コーナーを参加目的以外の目的で使用した場合
 - 本規約に規定するルールに違反した場合
 - 著しく展示会主催者の信用を失墜する行為を行った場合
 - 参加者が展示会主催者の指示に従わない場合
 - その他展示会主催者と参加者の信頼関係が著しく破壊されたとき客観的に判断できるとき
- 参加者が前項各号のいずれかに該当する場合、展示会主催者は直ちに参加者の情報を情報コーナーより削除することができるものとします。
- 第1項の規定により本契約が解除された場合は、既に支払い済みの参加料、および付随する費用の返還はいたしません。
- 第1項及び前項の規定は、展示会主催者の参加者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第8条 身元保証

- 展示会主催者は、参加者に対し身元の保証を行うものではありません。

第9条 不可抗力による開催中止等

- 展示会主催者は以下の各号に定める場合、展示会の中止並びに展示会内で実施されるイベントの中止及びサービスの停止をすることがあります。
 - 天災地変、感染症の蔓延、戦争、内乱、テロ、ストライキ、ロックアウト、輸送機関・通信回線の事故、行政命令若しくは、規則、その他展示会主催者の責めに帰すことのできない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合
 - 展示会主催者がイベントを開催することが適切ではないと判断した場合。
- 展示会主催者は、前項各号の事由により展示会を中止した場合に限り、中止を決定した時期により以下の各号に定める割合で既払いの参加料を掲載者に返還します。ただし、情報コーナーの掲載を予定通りの期間継続する場合および参加者の故意又は過失により展示会が中止された場合はこの限りではありません。
 - 参加申込締切日までに決定した場合、参加料の100%を返還
 - 参加申込締切日の翌日から出展者説明会日までに決定した場合、参加料の50%を返還
 - 出展者説明会の翌日から開催初日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日までに決定した場合、参加料の30%を返還
 - 開催初日から起算してさかのぼって60日目に当たる日から展示会初日の2日前までに決定した場合、参加料の10%を返還
 - 展示会初日の前日以降に決定した場合、参加料の返還なし

- 前項の場合において、参加者が未だ参加料を支払っていないときは、参加者は、参加料（遅延損害金があるときはこれを加算する。）から前項の返還額を控除した残額を展示会主催者に支払うものとします。
- 展示会主催者は、第2項の場合を除き、第1項各号の事由による展示会の中止及び展示会内で実施されるイベントの中止並びにサービスの停止によって生じた参加者のいかなる損害も賠償する責を負いません。

第10条 免責

- 展示会主催者は、参加者が情報コーナーを利用するためのインターネット接続環境について一切関与せず、また、一切の責任を負いません。
- 展示会主催者は、参加者の責任において情報コーナーに情報を掲載したことにより発生した損害について、一切の責任を負いません。
- 参加者が情報コーナーに掲載した情報に関し、第三者との間で紛争が発生した場合、または第三者に損害を与えた場合、参加者が自らの責任と費用をもって紛争を解決し、または第三者に与えた損害の賠償等を行うものとし、展示会主催者はこれを一切の責任を負いません。
- 展示会主催者は、展示会主催者の責によらず、参加者が情報コーナーにアクセスするためのID、パスワードその他の情報が漏えいしたことによる損害について、一切の責任を負いません。
- 参加者は、次の各号に定める事由により情報コーナーが利用できず、又は利用に支障を生ずる場合があることを予め承諾するものとします。
 - 情報コーナーを運用するシステムの設備の保守、点検、整備、改良又は拡張等を実施したとき
 - 参加又は第三者による誤操作又は不正アクセスがあったとき
 - 情報コーナーの運用に用いられる設備またはソフトウェアを再起動する必要があるとき
 - アクセス数が著しく増加するなど情報コーナーを運用するためのシステムに過度の負荷が生じている場合
 - 情報コーナーを提供するために展示会主催者が利用する外部のシステムが前各号の事由により利用できない場合
 - その他前各号に準ずる事象が発生した場合
- 展示会主催者は、前項による情報コーナーの利用停止等によって参加者または第三者が損害を被った場合でも、一切の責任を負いません。

第11条 参加者の義務および責任

- 参加者は、第5条に規定する参加料支払い完了前でも、情報コーナー掲載準備を行うことができるものとします。但し、参加料支払期日を過ぎてまもなくお支払いが無い場合、展示会主催者は情報コーナーの掲載を中断・中止し、参加者はこれを予め承諾するものとします。
- 参加者は、掲載準備業務を広告代理店等の取次ぎ事業者を介して行う場合、展示会主催者が提供する有償サービスの支払い・管理責任を負うものとします。
- 展示会主催者は、参加者による以下の行為を禁止します。
 - 展示会主催者もしくは第三者の財産、名誉又はプライバシー等を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - 展示会主催者もしくは第三者に不利益もしくは経済的損害を与える行為またはそのおそれのある行為
 - コンピュータウイルス、有害なプログラムを使用し、またはそれを誘発する行為
 - 情報コーナーのインフラ設備に対して過度な負担をかける行為
 - 展示会主催者のサーバーやシステム、セキュリティへの攻撃
 - 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為またはその恐れのある行為
 - 展示会主催者の運営を妨げる行為、または信用を毀損する行為
 - 本規約に違反する行為
 - その他、展示会主催者が不適切と判断する行為

- 前項各号に定める事由その他参加者の責に帰すべき事由により、展示会主催者に損害が生じた場合は、参加者は展示会主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとします。
- 参加者は、当展示会の安全かつ円滑な運営に協力し、展示会主催者から指示があればこれに従うものとします。
- 参加者は、情報コーナーを利用するためのID及びパスワードを、自らの責任において厳重に管理するものとします。
- 展示会主催者は、参加者が登録したID及びパスワードの入力によりログインされた上で情報コーナーが利用されている場合には、参加者自身が情報コーナーを利用しているものとみなし、当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、参加者に帰属するものとします。
- 参加者は、ツーリズムEXPOジャパンの発展を目的とした当展示会の趣旨を理解し、宗教・人種・国境・歴史など政治的な主張や他国への非難・攻撃を厳に慎まなければならないこととします。
- 展示会主催者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、掲載内容の違法性又は本規約違反の有無にかかわらず、情報コーナーに掲載された情報の全部もしくは一部の削除または情報コーナー上において非表示とする措置（以下「削除等措置」といいます。）を取ることができるものとし、参加者は何ら異議を述べないものとします。
 - 情報の掲載につき第3項各号のいずれかに該当すると展示会主催者が判断した場合
 - 掲載された情報について第三者から違法、権利侵害等の主張又は意見表明があった場合
 - 掲載された情報が第三者の著作権を侵害すると展示会主催者が判断した場合
 - その他、削除等措置を講ずる必要があると展示会主催者が判断した場合

第12条 秘密保持

- 参加者は、本契約により知り得た展示会主催者の営業上・業務上の一切の機密情報について、厳重に管理・保守し、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、事前に書面による展示会主催者の承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

第13条 個人情報等の取扱い

- 参加者は、情報コーナーなどを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守するものとします。特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとします。参加者が情報コーナーなどを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の本人との間で紛争を生じた場合、両者で協議して当該紛争の解決にあたるものとし、展示会主催者はその責を負わないものとします。
- 展示会主催者は、参加者に関する情報を当展示会の開催・運営にあたって必要な範囲で他の出展者ならびに参加者との間でやり取りできるものとします。また、参加者は、展示会主催者が展示会企画・運営のために指定する協力会社から各種サービスの案内等を受けることを予め承諾するものとします。

第14条 本規約の変更・追加等

- 本規約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、参加者、展示会主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとします。両者間の協議にもかかわらず解決しない場合には、参加者は最終的には展示会主催者の決定に従うものとします。展示会主催者は必要があると判断した場合は、参加者に通知の上、本規約を改訂又は追加することができます。

第15条 紛争処理

- 本契約、本規約は日本法を準拠とし、本件に関わる一切の紛争について東京地方裁判所又は、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。